

令和元年度 第1回 岸和田市社会福祉審議会 会議録

会議名	第1回 岸和田市社会福祉審議会
日時	令和2年1月14日(火) 午後2時～午後4時
場所	岸和田市役所 新館4階 第1委員会室
出席委員	松端委員、上野委員、久禮委員、大川委員、上月委員、宮本委員、茂籠委員、 昼馬委員、羽室委員、野上委員、柏矢委員、大谷委員 以上12名
欠席委員	谷口委員、吉田委員、清時委員
事務局	福祉部長：津村部長 福祉政策課：西村課長、吉川高齢者福祉担当長、浅田主査 障害者支援課：長谷川課長 子育て施設課：池宮課長 公共建築マネジメント課：寺埜参事 自治振興課：谷口課長 高架事業・道路整備課：笹島参事、島田主査 以上10名
傍聴者	なし
次第	1 開会 2 議事 (1) 福祉総合センター条例の一部改正について (2) 福祉総合センターの減免基準について (3) 福祉総合センター指定管理者の選定について (4) 福祉総合センター整備に係る事後評価について (5) 高齢者等入浴支援モデル事業の状況について (6) その他 3 閉会
配付資料	○次第 ○資料1 福祉総合センター貸室使用料改定について ○資料1-1 使用料新旧対照表 ○資料2 岸和田市立福祉総合センター使用料減免要綱 ○資料4-1 事後評価制度の概要 ○資料4-2-1 都市再生整備計画 ○資料4-2-2 社会資本総合整備計画(第4回変更) ○資料4-3-1 目標値補足資料 ○資料4-3-2 都市再生整備計画 事後評価方法書 ○資料4-4 都市再生整備計画 事後評価シート ○資料5 高齢者入浴支援モデル事業チラシ

【議事内容】

- 1 開会
- 2 会議の説明

- 会議録作成用録音の承諾
- 傍聴者数の報告（0名）
- 会議成立の報告
 - ・ 社会福祉審議会規則第6条第2項の規定
- 資料確認

3 議事

【議事録署名委員の指名】

(会 長) 最初に議事録の署名委員を選任します。本日の署名委員は上野委員と大川委員にお願いします。

【事務局説明・質疑応答】

(会 長) それでは議題に入りたいと思います。議事一つ目の「福祉総合センター条例の一部改正について」、事務局から説明してもらいます。

(事務局) 福祉総合センター条例の一部改正についてご説明します。

平成28年5月に策定されました「岸和田市受益者負担基本方針」に基づき、受益者負担の適正化を図るため、また福祉総合センターにつきましては、令和元年度で指定管理期間が満了し、令和2年度より公募により指定管理者を募集することから、それに合わせて令和2年4月以降の使用に係る施設の使用料を見直すこととしたものでございます。

今回の平均の改定率は、91.56%（▲8.44%）でございます。

また、以前から利用者の方々からご要望のありましたアリーナの半面利用もこの改正で、料金設定し、4月からの運用となるところでございます。

高齢者、障害者及び市民福祉の向上に資する公益活動を担う団体が利用の大半を占め、改定後も減免対象となるため、減免対象者には影響がないものと考えているところでございます。

ただし、一般利用と判断している団体につきましては、営利目的及び市外の団体には、通常の3倍の使用料を徴収するものでございます。

それぞれの定義ですが、まず市外ですが、市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人または市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体以外の者が使用するとき、通常の3倍の使用料を徴収するものでございます。これは、自治基本条例上の「市民」の定義です。

また、営利目的ですが、使用者が入場料若しくは実費の範囲を超える受講料その他これに類するものを徴収するとき、または物品の販売その他これらに類する営業行為を行うとき、通常の3倍の使用料を徴収するものでございます。

従来運用では、利用者から使用料を徴収するものや物品を販売するなどの利用につきましては、登録や利用時に利用できない旨の注意喚起などを行ってきたところでございますが、営利企業や営利団体などの会議などについては、一般利用として許可してきたところでございます。

今回、「営利利用に関する基本的な考え」に基づいて、利用を認めない場合と利用を認めるが使用料金を3倍徴収する場合と公の施設の利用時の統一的な

運用を定めることとしたものでございます。以上です。

(会 長) ありがとうございます。福祉総合センター条例の一部改正についてお話し
いただきましたけれども、何か質問、ご意見ございませんか。

(委 員) 物品の販売等というところですが、講演などの場合講師の方などの著作物な
どはどういう扱いになりますか。また、障害者団体が施設で作っている作品や
製品などはどういう扱いになりますか。

(事務局) 講演などの内容に直接関連し、効果を高める著作物は認め、またその団体、
非営利団体が公益的活動の一環またはそれに協力するために行う物品販売も認
めていくことになります。物品販売の場合はすべて3倍というふうにとらわれ
がちですが、利用団体等の活動内容によって、判断していくことになります。

(会 長) 講演やイベントなどでこういう販売をするときがありますが、販売すること
が目的ではないので。

(事務局) 物品目的とは違うと思いますので、その辺で線引きをしていくことになると思
います。

(委 員) ボランティア団体や障害者団体が自主財源のために物品を販売するとき、認
めていくということでもいいですね。

(事務局) 減免団体はすべて認めていくというのではなく、その時の利用状況に応じて
判断していくこともあると思います。

(会 長) 以上でご質問はないようですので、次に議事二つ目「福祉総合センター使用料
減免要綱について」、事務局から説明してもらいます。

(事務局) 本市では厳しい財政状況のもと、平成 28 年 5 月に「岸和田市受益者負担基本
方針」が示され、様々な公共施設を有している本市の統一的な使用料の設定や
福祉センターのような原則無料となっている施設につきましても、施設の多様
化に伴い他の有料施設と類似した活用方法が見られること、各施設の多目的な
活用による利用率の向上の観点から、「原則有料」と定められたところでござい
ます。ただし、減額免除が必要な場合には統一的な減額免除の基準により判断
していくとしたところでございます。

平成 29 年 3 月に開催されました平成 28 年度第 2 回社会福祉審議会で報告さ
せていただきましたところ、委員の皆様から様々なご意見を頂戴しまして、庁
内関係部署と協議させていただきまして、これまで福祉総合センターを無料で
利用されていた方、サンアビリティーズを無料で利用されていた方など、高齢
者、障害者、子ども・子育て支援、ボランティア活動、町会・自治会等の活動

に関する利用は、平成 29 年度までは全額免除とさせていただいたところではございます。

その後、平成 29 年度から令和元年度まで、平成 28 年度と同様、従来の運用とさせていただいてきたところです。

今回は、使用料の改定と同時に、減免基準につきましても、従来通りの運用で明文化し、運用していきたいと考えているところでございます。

また、駐車場利用料につきましても、平成30年6月から新しい駐車場発行システムにて、運用してきたところですが、減免対象者には減免申請書を記入していただき、福祉総合センター事務所で無料駐車券をお渡してきたところですが、4月からは貸室の利用申請書を記入していただくだけで、駐車場の減免も記入していただいていることとなるような運用で対応していこうと考えています。ただし、部屋の利用のない減免につきましても、従来通りの減免申請書の記入が必要になります。

(会 長) 従来と変更はないということですね。

(事務局) そうです。庁内調整を行いまして、今回使用料の改定と同時に減免要綱という形で明文化させていただきました。

(会 長) ありがとうございます。福祉総合センター使用料減免要綱について、何か質問、ご意見ございませんか。

(委 員) 新たな利用者をどう確保していくかという課題も出てきています。公民館でも外国人に日本語を教えていて、現行では減免できないということになっています。そういった新たな課題が出てきたときに、利用の抑制にならないような減免基準であるべきだと思います。よって、議論できる場を確保していただけるのかということをお聞きしたいです。

(事務局) 減免については、従来からいろいろ議論していただき、福祉総合センターの特性に応じた内容で明文化になっていると思います。ただ、これからいろいろな社会情勢の中で、利用状況も変化していくと思いますので、その時の情勢に応じて対処していきたいと考えています。

(委 員) 利用団体も人格を持ってきている。NPO法人であったり、社団法人であったり、活動の幅を広げてきている。そういうことも加味していかなければならない情勢になってきている。

(会 長) 以上でご質問はないようですので、次に議事三つ目「福祉総合センター指定管理者の選定について」、事務局から説明してもらいます。

(委 員) 旧福祉総合センターにおいて、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、非

公募で岸和田市社会福祉協議会を指定管理者として指名してきた経緯がありません。

平成29年7月に新福祉総合センターが竣工し、新しく指定管理者を指定するにあたり、新福祉総合センターの運営が軌道に乗るまで、非公募で指定管理者を社会福祉協議会に指名することとなりましたが、期間を令和2年3月31日まで（約2年9カ月）とし、そのときの政策決定会議で今回は公募とする旨が決定されたところです。

今回、9月27日に行われました岸和田市指定管理者審査委員会にて、引き続き岸和田市社会福祉協議会が指定管理者として選定され、12月議会で議決されたところです。

よって、指定管理期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

(会 長) 引き続き、社会福祉協議会が選定されたんですね。

(委 員) いま、事務局からお話があったように、引き続き令和2年4月1日から5年間、管理運営を任されることになりました。市民の皆さまのお声を反映させていただき、様々な課題にも対応できるように管理運営してまいりますので、よろしくをお願いします。

(会 長) 今回は公募ということですが、複数応募はあったんですか。

(事務局) 現場説明会の時は2団体でしたが、結局応募されたのが1団体で、指定管理者審査委員会に諮られ、選定されたということになります。

(会 長) 以上でご質問はないようですので、次に議事四つ目「福祉総合センター整備に係る事後評価について」、事務局から説明してもらいます。

(事務局)

事後評価制度の概要から説明させていただきます。

「都市再生整備計画」は事業期間全体にわたって「PDCAサイクル」を回すことに特徴があります。行政が計画を策定し、事業を実施した後で、「CHECK」という形で「事後評価」を実施します。本審議会では、この「CHECK」をお願いしているところです。

事後評価は、成果を客観的に評価することに加えて、今後のまちづくりの在り方を検証し、事業の成果を市民に分かりやすく説明することを目的としています。成果を分かりやすくするために、目標は数値化されており、街づくり整備の結果、その目標を達成することかできたのか、その要因は何かということを整理して公表します。

行政が、「まちづくりの目標の達成状況」および「今後のまちづくりの検討」について原案を作成しておりますので、委員の皆様には妥当性を審議いただきまして、不適切な点や改善すべき点が認められた場合は、意見をお願いいたします。

(事務局)

今回の整備に関する「岸和田駅東地区の都市再生整備計画」の内容について説明いたします。都市再生整備計画は、「まちの課題」をハード整備と住民参加によるまちづくりにより解消しようとするものです。

岸和田駅東地区には、5つの課題がございました。1つ目は、市内に点在している同じような機能を持つ施設を統廃合し、施設機能を集約すること。2つ目は、老朽化している福祉総合センターを建替え、避難場所として市民の安全を守ること。3つ目は、同じく老朽化している「いながわ療育園、パピースクール、サン・アビリティーズ」を総合的な療育施設として強化すること。4つ目は、岸和田駅東停車場線において、歩行者と自転車の錯綜による危険を解消すること。5つ目は、地域住民以外の市民が駅周辺の商店街に訪れるようにすること。これらの課題を解決するために、大きく分けて2つのハード整備を実施しています。ひとつは、「福祉総合センターの整備」、もうひとつは、「岸和田駅東停車場線」と「岸和田泉光寺線」の道路整備です。都市再生整備計画は道路整備も含めた面的なまちづくりを目指しております。また、ハード整備に加えて、住民参加も位置付けられており、市民と行政が一体となってまちづくりを行う計画となっております。

目指す成果としては、「地域福祉の活性化」「誰もが必要な支援を受けている」「日常生活における交通被害に対する不安の解消」「施設利用者の利便性向上」を挙げております。

(会長)

目標がどのように変化したかを見ていくということですが、何か質問はありませんか。

(委員)

質問なし

(事務局)

整備後の指標についてご説明いたします。

「指標1 ともに支え合う関係が地域にあると感じている市民の割合」につ

いて、説明いたします。これは「地域福祉活動の活性化」を示す指標ですが、従前値28.5%を整備後38.0%とする予定でした。結果は、36.3%ということで、わずかに足りないという結果となりました。お配りしている資料をご確認ください。平成24年度までは、横ばいで推移していたものが、平成25年以降、右肩上がりに向上していることが確認できるかと思えます。評価としては、近年の傾向よりは改善していると言えるかと思えます。目標を達成できなかった要因としては、設定した指標の質問意図が施設整備等のまちづくりに対して抽象的であり、調査時点で社会的に注目されている事項や社会的風潮が回答者の判断に影響を与えた可能性があると考えております。また、新センターの地域福祉活動拠点としての役割を十分に周知できていなかったことも要因であると考えています。

補完データとして、「ボランティア登録団体数」と「福祉総合センターの利用登録団体数」を挙げております。両団体登録数とも、平成24年と比較して、平成30年は登録数が増加しております。これは整備による効果であると考えられ、特にボランティア活動等は「地域福祉の活性化」測る指標として活用できると考えており、指標1と併せ「地域福祉の活性化」に関しては、整備効果が認められると判断しています。

(事務局)

続いて、「誰もが必要な支援を受けている成果」として「指標2 高齢者が安心して生活できると感じている市民の割合」についてご説明します。従前値18.1%を整備後27.0%にするという予定でしたが、結果は22.2%となりました。しかし、資料をご確認いただきますと、平成24年まではほぼ横ばいで推移していたものが、平成25年以降はわずかではあるものの、改善していることが確認できるかと思えます。特に平成28年以降は20%を超えておまして、こちらの目標についても目標値には達していないものの、近年の傾向よりは改善していると言えるかと思えます。また、こちらの指標も市民意識調査を利用しているため、質問内容が抽象的になってしまい、整備効果以外の要因が回答者の判断に反映された可能性があります。そして、高齢者に向けたサービスを実施しているものの、広く一般市民に対して高齢者福祉の拠点として、十分に周知できなかった点も要因であろうと考えています。

補完データとして、「困ったときに近くに相談できる人や場所があると感じている地域住民の割合」と「サロン活動へ参加した高齢者数」を挙げています。こちらのデータは、整備区域であります東光地区に限定した数値です。「困ったときに近くに相談できる人や場所があると感じている地域住民の割合」に関しては、福祉総合センターが総合的な福祉の拠点施設であることを確認できる数値であると考えており、令和元年は39.7%と平成26に比べ10%以上増加しております。サロン活動の参加人数においても、福祉総合センターの整備後、急増していることから、指標2と併せ「誰もが必要な支援を受けている成果」として、整備効果は認められると判断しております。

(事務局)

続いて、「日常生活における交通被害に対する不安感を解消する成果」として

「指標3 安心して歩道を通行できると感じている地域住民の割合」についてご説明いたします。こちらは、整備区域となる東光地区に限定したデータになります。従前値23%を整備後32.0%に上げる目標を設定しておりましたが、結果は28.2%となりました。しかし、平成25年以降は高い数値で推移しておりまして、こちらについても目標には達成しなかったものの、近年の傾向よりは改善されていると考えております。

こちらの数値も市民意識調査を利用しているため、回答者が整備された路線に限定せず回答した可能性があります。また、整備に対する周知が充分でなく、完全に自転車を歩道から排除できなかったことに原因があるかと思われます。

補完データとして、「歩道内を通行する自転車通行量の比率」と「歩行者・自転車交通事故発生件数」を挙げております。「歩道内を通行する自転車通行量」は、岸和田駅東停車場線において、整備前の平成28年と整備後の令和元年に調査を実施しました。結果、歩道内を通行する自転車が83%から69%に減少いたしました。また、「歩行者・自転車交通事故発生件数」に関しても平成24年と比べて、平成30年は減少しており、これらの数値が減少することで「交通被害にたいする不安感」は解消されるものと考えております。よって、指標3と併せ整備効果は認められると考えております。

(事務局) 最後に「福祉施設機能集約による施設利用者の利便性向上」を測るデータとして「指標4 福祉総合センターの利用者数」についてご説明いたします。こちらは、従前値155,095人を210,000人に引き上げる目標を掲げておりました。結果は210,235人ということで目標を達成しております。

目標が達成できた要因としまして、「機能性と利便性が向上したこと」「福祉総合センターへのアクセス道路が整備され、通行の便が解消されたこと」が考えられます。

(事務局) 続いて、「都市再生整備計画 事後評価方法書」をご確認ください。こちらの方法書は、今回の評価についての手順を示したものです。評価に使用している指標や補完データとして使用する指標について記載しています。

また、「地区のまちづくりに関する住民参加」として、本審議会における福祉総合センター建設についての協議、および「岸和田駅東地区まちづくり協議会」「岸和田ファミリーロードプログラム」について記載しております。

事後評価は市民に公表することとされておりますので、本審議会に先立ちまして、令和元年12月2日から令和2年1月6日まで、原案をホームページにて公表しておりました。審議会終了後は、「評価の結果」として3月に改めて公表する予定です。

(事務局) 続いて、「事後評価シート」をご確認ください。様式2については、原案の公表に使用いたしましたが、意見はありませんでした。

「定量的に表現できない定性的な効果発現状況」では、数値化できなかったが、整備効果として現れた事象について記載しています。1つ目は、「福祉総合

センターの利用者間で交流が生まれ、新たなまちづくり活動へつなげることができた」こと。2つ目は、「自転車レーンや、歩道、路肩カラーが整備されたことで通行区分が明確化され、本地区の安全かつ円滑な通行に寄与しており、店舗への訪客の安全性が向上し、来客誘致につながった」こと。3つ目は、「地域の防災拠点として活用され、地域住民が防災ワークショップに参加するなど、防災意識の向上に寄与している」ことです。

「住民参加プロセス」として当審議会における審議、「持続的なまちづくり体制の構築状況」として岸和田駅東地区景観まちづくり協議会による景観形成活動と岸和田ファミリーロードプログラムによる美化活動について記載していません。目標の達成度や評価結果については、先ほど説明したとおりです。

(委員長) 何かご意見、ご質問はありませんか。

(委員) 評価指標について、「近年より改善している」とのことであるが、横ばいしか見えない。「結果をよし」とすることで、後は何も改善しないということで良いのかという感じがする。また、道路についても路肩カラーが設けられたことで、車イスが通りにくくなっていることを知っておいてもらいたい。

(事務局) 市民意識調査は全市にわたっており、わずかな数値であっても向上させることが難しいため、4%程度の上昇であっても評価しております。「高齢者が安心して生活できると感じている市民の割合」については、平成29年・30年に20%を突破しているため、評価に値すると考えています。

(委員) 行政としてはそのような評価なのだろうが、市民の感覚としては、資料自体が分かりにくい。また、目標が達成できない理由として、市民意識調査の質問内容が抽象的であるとのことだが、事前にプレ調査などを行い、より回答しやすいように修正する必要があったのではないか。

(委員) 市民意識調査を評価に使用することに無理があるのではないか。質問内容が具体的でないため、この結果だけでは何とも言えない。

(事務局) 評価指標については、計画時のものを使用する必要があり変更できません。ただ、指標だけで効果がわかりづらい部分については、補完データを示しますので、併せて評価いただきたい。

(委員) マンパワーに対する評価が欠落しているのではないか。団体の登録数が増えたのは建物ができたからではなく、中間支援組織などの努力があつてのことだと思う。また、機能を集約したことで、使いづらいなど新たな課題も発生している。

(事務局) ハード整備以外の要因があることは承知していますが、今回は整備効果の検

証ということで、説明させてもらっています。

(委員) 都市再生という視点からも地縁組織とテーマ型組織の融合などを評価する必要があるのではないか。

(委員) 利用する人が便利に使えることが1番大切である。福祉総合センターは高齢者や障がい者の利用が多く、健常者では分からないこともある。利用する人の意見を聞くことが大切ではないか。

(事務局) 指定管理者とも協議し、できることから順次対応していきたい。

(委員) 防災拠点として、充分でないように思う。2年前に台風被害があったとき、災害ボランティアセンターの場所や資材置き場が定まらないなど混乱があった。

(事務局) 運用については、今回の評価とは別に改めて対応させていただきたい。

(委員長) 防災拠点として不十分な面があるものの、事後評価については承認ということではよいか。運用については、本審議会の意見を踏まえつつ改善していったらいい。

(委員) 意見なし

(事務局) 引き続き、当該地区の「今後のまちづくり」について、ご説明させていただきます。都市再生整備計画の概要でご説明しました「まちの課題」については、概ね解消しておりますが、「商店街への来街を促す方策」が未解決課題となっております。今後も「より一層の情報発信や商店街の魅力づくりが不可欠」であると考えております。

それとは別に新たな課題も発生しております。福祉総合センターの整備に関しては、「それぞれの目的に応じた活動支援や運用が必要になり、利用目的が多様化し、利用の中心世代である高齢者のニーズにも変化が見られるなど、利用者のニーズに即したサービスや講座を提供することが必要」となっています。また、道路整備に関しては、「自転車レーンが設置され、歩道内を通行する自転車は減少しているが、依然として歩道内を通行する自転車が多く見られるため、自転車レーン利用の促進や、マナー、ルールを遵守する啓発活動が必要」となっています。

(事務局) 対応策について説明します。

改善された効果を引き続き持続させるため、「福祉の中核施設として充実を図る」とこととし、「効率で効果的な施設の維持管理業務を実施」いたします。また、「防災拠点としての維持管理や地域における防災活動を支援」し、「地域防災計画を推進」してまいります。最後に「安全で快適な歩行空間を維持」するため

に「市民による美化活動を支援」します。

改善策が必要な事項については、「多様な活動を支援」し、「地域福計画を推進し、市民活動を支援」していきます。また、「利用者ニーズに即したサービス提供」を図るために、「福祉総合センターの指定管理事業」を効果的に実施してまいります。「市民の交通マナー意識の向上」については、これからも「継続的に啓発活動」を行っていきます。

未解決課題の「商店街への来街を促す方策」については、「イベントの支援やサービス情報の発信」を行うこととします。

(委員) 商店街への来街については、どんちゃかフェスタと福祉まつりを同時期に実施するなど工夫しているが、単純にイベントだけで集客するのは難しいと感じている。自転車利用に関しても、スケボーや違法自転車の使用など、モラルの問題があり効果が出にくい。学校教育や公民館などとの連携が必要ではないか。

(会長) ソフト事業については、市民と協働して実施していく必要がある。他に意見はあるか。

(委員) 意見なし

(事務局) 目標を達成できなかった指標については、説明させていただいた方策を実施した上で、令和3年7月に市民意識調査にて達成状況を確認する予定です。

(会長) それでは、議題の五つ目、「高齢者入浴支援モデル事業について」、説明をお願いします。

(事務局) この事業は、要介護認定を受ける可能性が高い高齢者を対象に、デイサービスセンターなどにおける入浴機会の提供などを通じ、対象者が要介護状態となることを防止する「介護予防目的」の事業で、入浴機会を提供することで、外出による運動機能の向上、閉じこもり防止、他人との交流による認知機能の強化など健康増進につなげることを目的に、平成28年度からモデル事業として開始したところです。

利用条件は①65歳以上の方、②二次予防事業の対象者、または介護保険の要支援認定者もしくは介護予防・日常生活支援総合事業対象者、かつ通所介護相当サービスを利用していない方、③自宅の近くに銭湯などの公衆浴場がない方、④ご自身で施設まで行くことができる方、⑤ご自身で入浴できる方となっています。

開始当初は、利用人数等も伸び悩んでいましたが、平成30年度より介護保険が総合事業を開始するに当たり、利用人数も緩やかに伸びてきたところです。今後、もう少し状況等を見極めて、事業の存廃等も検討してまいりたいと考えています。

(会 長)	デイサービスのお風呂を使用するということですね。
(事務局)	登録制になっていまして、個々のデイサービスに登録していただいて、利用していただくということになっています。以前に公衆浴場を利用して、高齢者無料入浴事業という事業を行っていましたが、事務事業評価の対象となり、平成26年度末で廃止となり、その代替事業として平成28年度から開始した事業になります。
(会 長)	何かご意見ありますか。
(委 員)	各施設によって、自己負担額の違いがありますが、どうしてなんですか。
(事務局)	1回入浴すれば市から施設に200円の報償費を支払います。自己負担額については、施設が独自に徴収しています。よって、大阪府の統制価格を自己負担額にしているところもあれば、切りのいい100円、200円または無料というところもあります。ちなみに、福祉総合センターの入浴施設も440円徴収しています。
(会 長)	そうでしたら、各施設によって違うということですね。
(事務局)	はい、施設にお任せしているということです。
(委 員)	最近、難民という言葉が多くなってきて、お風呂で言えば入浴難民ということになります。それと買い物、ゴミ出し、高齢になると歩行が困難になってくる。私の近所では公衆浴場の廃業が多くなってきて、地域包括支援センターとも相談したりしているんですが、チラシの裏面を見ると、たくさんの事業所があって、市の方もいろいろ努力をさせていただき感謝していますが、福祉総合センターにもいろいろ相談窓口があって、そこに行く高齢者の交通手段となれば、公共交通機関であれば電車、バスあるいは自転車でしか通うことができない。浜地区であれば、ローズバスを利用して、福祉総合センターの入浴施設にも通うことができていたんですが、ローズバスの運行が変更になって、福祉総合センターに通うことが難しくなっている。岸和田駅に行こうと思えば、行きは50分、帰りは10分という状況になっています。福祉政策課もローズバスの運行などをサービスが利用しやすいように移動交通手段を考えてほしい。
(会 長)	ローズバスはどこの担当になりますか。
(事務局)	市街地整備課が担当です。
(会 長)	右回りばかりなんですか。

(事務局)	<p>昨年の2月にダイヤル改正を行っています。先ほどの委員からの話もありましたが、難民という言葉をよく聞くようになりました。この高齢者入浴支援モデル事業もそういうことといえば入浴難民ということになります。ただ、ローズバスについてはこちらの方で返答しかねるところですが、買い物難民であるとか、交通難民であるとか、それぞれの担当で庁内調整をしながら考えていくことができればと思っています。</p>
(委員)	<p>ローズバスの件ですが、寝屋川市が利用者が連絡すると迎えに来てくれるという事業を始めたという新聞で見ました。岸和田市もそういうことを始めてほしい。</p>
(事務局)	<p>公共交通施策については、その部署がありますので、福祉的な側面については庁内で調整しながら反映していくことができればと思っています。</p>
(委員)	<p>連合町会として、2つの課題があります。一つ目は町会加入率の低下、もう一つは移動手手段の確保です。過疎化、高齢化、免許証返納、たちまち買い物難民になる。連合町会の目標は、要は住みよいまちづくりです。そのために、この二つを考えていこうということになりました。ローズバスの件ですけれども、地域によって事情が違いますから、地域によってどういう対策がいいのか、市も考えてくれている。現実には相川町と塔原町の移動手手段を土日だけですが、行っている。利用したい方は申し込んで、1回300円で乗り合って、河合町まで送ってくれ、そこから南海バスを利用するというモデル事業を行っています。市も考えてくれています。町会連合会として、いろいろ意見を出していこうと思っています。</p>
(委員)	<p>高齢者入浴支援モデル事業の広報はどのようにしていますか。</p>
(事務局)	<p>広報については、介護事業所や市の老人クラブ連合会や地域包括支援センターを通じて、チラシ等を配布しています。</p>
(委員)	<p>町会の回覧板で周知はしていないのですか。</p>
(事務局)	<p>民生・児童委員を通じて配布させていただいた経緯がございます。</p>
(委員)	<p>病院勤務をしていて、救急で運ばれてくる独居高齢者の方が非常に多いです。話を聞いてみると、介護保険を利用するほどでもないが、一人暮らしで誰とも関わっていないというグレーな方がすごく増えてきている気がします。その時は市や包括にお願いしたりしますが、高齢者入浴支援モデル事業といういい事業が周知されていないということが現状だと思います。これをきっかけにそういう高齢者のフォローできる体制づくりをしてほしいと感じています。</p>

(会 長)	いろいろな事業を通じて繋がっていけばいいですね。
(事務局)	現在、モデル事業ではありますが、報告させていただいたようにもう少し検証していきたいと感じています。同時に事業の周知も含めて考えていきたいと思えます。
(委 員)	今後、モデル事業に参入したい事業があれば増やしていく体制はできていますか。
(事務局)	利用が偏っているような地域的なこともありますので、その辺も鑑みながら考えていきたいと思っています。
(委 員)	市内バランスよく事業所があれば、6 圏域にいくつ確保するなどすれば、交通手段についても少しは解決されるのではないかと思います。
(委 員)	福祉総合センターは高齢者や障害者の方が利用することが多いと思いますが、緊急車両が入るときに不安を感じています。駐車場に入ると逃げ道がないですし、入り口も分かりづらいので、その辺の対策などはどうなっているのか。
(事務局)	新しく福祉総合センターが平成29年7月に竣工したが、いろいろなご意見もいただきながら、改善できるものは改善していきたいと考えています。そこは指定管理者の社会福祉協議会と連携しながら行っていきたいと考えています。
(委 員)	福祉総合センターの入り口は本当に分かりにくいです。総合通園センターに高齢者が入ってくることが本当に多いし、セキュリティ面からもどうかと思います。
(事務局)	対策については、入り口の看板を設置する予定です。また、福祉総合センターの入り口を示す音声案内も設置しています。予算もありますので、できることから行っていきたいと考えています。それともう一点、緊急車両については進入口から入って、帰りのゲートの方に斜めに入ることができるようになっています。
(委 員)	福祉総合センターのエレベータですが、2基ありますが、ボタンは連動していないのですか。
(事務局)	奥の方は連動しているが、手前の大きい方のボタンが連動していません。それが可能かどうかは確認しておきます。

- (委員) 障害者の駐車場の件ですが、健常者の車が駐車しているように思います。障害者は障害者駐車スペースに駐車するところに標章をフロントガラスに提示するようにしています。指定管理者にはそういうふうに運用してほしいです。
- (委員) 我々も周知しているところですが、モラル的なこともあります。ただ、そういう状況があるということは市とも共有していますので、今後も周知啓発していきたいと考えています。
- (委員) 障害者の駐車スペースは車いすの方のみという運用にするというのはどうですか。
- (事務局) そこは身体障害者用の駐車スペースということになりますので、車いす限定というのは難しいと思います。
- (会長) その他はないですか。以上ですべての案件が終了しましたが、「その他」は何かありますか。
- (事務局) 特にありませんが、3月末日をもって、委員の皆さまの任期が終了します。いろいろ議論いただき、本当にありがとうございました。
- (会長) 本日はありがとうございました。

以上

本会議録に相違ないことを認め、署名する。

会 長

署名委員

署名委員